

令和8年度 鎌ヶ谷市立鎌ヶ谷中学校 いじめ防止基本方針

いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの生徒に対しても起こりうるものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。

(いじめ防止対策推進法第1条より)

1. いじめ防止等に対する基本姿勢

【いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)】

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

①いじめ防止等のための対策に関する基本理念 (いじめ防止対策推進法第3条をもとに)

- ・「いじめをしない、させない、放置しない」学校をつくる。
- ・すべての生徒が安全に安心して学校生活を送れる学校をつくる。
- ・いじめの問題の克服のために、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携して取り組む。

②学校及び学校の教職員の責務 (いじめ防止対策推進法第8条をもとに)

- ・生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ・いじめの問題への対応は、組織で対応し、適切かつ迅速に対処する。

③生徒の責務 (いじめ防止対策推進法第4条をもとに)

- ・いじめを行ってはならない。
- ・いじめを認識しながら放置してはならない。
- ・いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為であることを理解する。

④保護者の責務 (いじめ防止対策推進法第9条をもとに)

- ・生徒がいじめを行わないよう、指導するように努める。
- ・生徒がいじめを受けた場合は、適切に生徒等をいじめから保護するものとする。
- ・国、地方公共団体、学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

【資料】いじめ防止対策推進法 (文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm

2. 「鎌ヶ谷中学校いじめ防止対策委員会」について

①組織の構成

この組織は、いじめの防止・早期発見・対処に当たって、その時の状況に応じて、関係の深い教職員や外部専門家等を追加するなどの柔軟な組織とする。

■ 日常的な業務にあたる

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、学年生徒指導担当、教育相談担当
養護教諭

■ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、学年生徒指導担当、担任
関係学年職員、その他必要に応じて関係する職員

②組織の役割

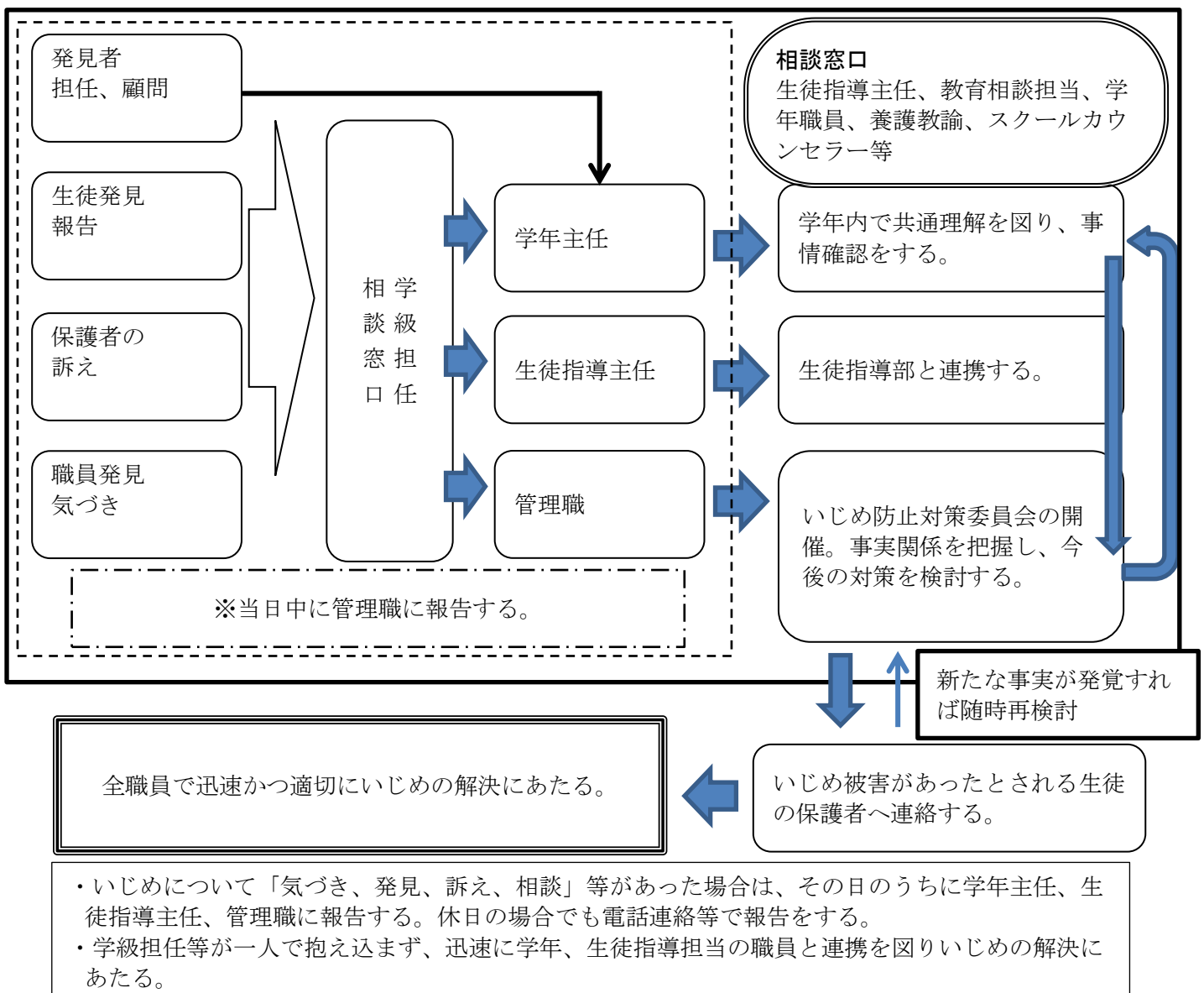
学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たり、次の役割を遂行するための中核となる役割を担う。

- ・ 学校基本方針の策定
- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施
- ・ 年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・ いじめの相談、通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめであるかどうかの判断
- ・ いじめ情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

3. いじめが発生または疑いがあることが発覚した場合

それぞれの場面でいじめの疑いがある行為、いじめに関する情報があった場合、迅速に、以下のような手順を追って対応する。

①いじめ発生時の対応



②重大事態への対処について

- ・重大事態について（いじめ防止対策推進法第28条）
 - ▶ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ▶ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・重大事態が発生した際には、その旨を鎌ヶ谷市教育委員会に報告する。
 - ※重大事態における調査の主体については教育委員会が判断する。
- ・警察や関係機関との連携

4. いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、すべての生徒が安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

■ 安心・安全な学校生活

- ・授業中の規律の徹底（チャイム前着席、授業中の正しい姿勢、話の聞き方、発表の仕方）
- ・基本的な生活習慣の確立（挨拶の励行、正しい服装）
- ・教室環境の整備
- ・学級経営の充実
- ・相談窓口の明確化（相談箱を設置）

■ 学校教育目標「自ら学び・考え・判断できる生徒」を重視した授業の展開

- ・基礎学力の充実を図る
- ・生徒指導の機能を重視した、わかる授業の展開に努め、共感的な人間関係を育てる
- ・「わかる、できる」・「学ぶことが楽しい」授業づくり
- ・教職員による相互の授業参観の実施

■ 心の充実

- ・道徳教育を中心とした教育活動全般を通じた人権意識の高揚と、いじめを許さない学校風土づくり
- ・学校行事や発達段階に合わせた道徳指導の計画を作成し、計画的・組織的に実施する。
- ・規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にする心を育むことにより、いじめや暴力行為等の防止に一層努力する
- ・学校生活アンケート、教育相談の実施
- ・生活記録ノート（スコラ）の活用
- ・体験学習の実施（修学旅行・林間学校・キャリア学習等）
- ・挨拶運動の実施
- ・特別支援教育コーディネーター、ほほえみ先生、スクールカウンセラーの活用

■ いじめに対する正しい知識

- ・発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むための社会体験や交流体験の機会の実施

■ 保護者との連携

- ・いじめ防止対策推進法及び学校基本方針の周知
- ・インターネット・いじめ等に関する事案の紹介
- ・教育相談の実施（情報交換）

■ 教育相談の充実

5. いじめの早期発見

どんな些細なものであっても、真剣に受け止め、速やかに対応する。

- アンケート調査（年5回） ※市の調査が2回、学校独自で3回
- 個別面談や教育相談の実施
- 保護者との連携
- 教職員間における情報の共有
 - ・学年会議での情報の共有（問題兆候の把握）
 - ・生徒指導部会での情報の共有
 - ・授業時間外の生徒の様子の確認
- 教職員によるいじめに関する研修会の実施

6. いじめの相談・通報について

いじめについて相談することや通報することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては、十分に配慮をし、迅速かつ適切に対応する。

- 学校のいじめの相談・通報窓口の周知
 - ・生徒指導主任、教育相談担当、スクールカウンセラーへの相談
 - ・養護教諭への相談
 - ・掲示物等を通じての窓口の周知
- 学校以外はいじめ相談・通報窓口の周知
 - ・「相談窓口カード」の配布
 - ・相談通報窓口を学校だよりに掲載する。

相談場所	連絡先
鎌ヶ谷市青少年センター	047-445-4393
鎌ヶ谷市教育支援センター（ふれあい談話室）	047-445-4953
鎌ヶ谷市教育委員会学校教育課指導室	047-445-1141
鎌ヶ谷市青少年インターネット目安箱	http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi/seikatsu/seisyounen/meyasubako.html
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310（なやみ言おう）
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
子どもの人権110番	0120-007-110
千葉県ヤングテレホン ※県警少年相談窓口	0120-783-497
市川児童相談所	047-370-1077
千葉いのちの電話	043-227-3900
チャイルドライン	0120-99-7777
ライトハウスちば	043-420-8066

7. いじめを認知した場合の対応

個々の事案に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、あくまでも組織としての対応をする。その際には、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導をしていくことに留意する。

①対応の流れ

- I. いじめを受けた生徒といじめを知らせた生徒の安全確保
- II. 事情の聴き取り、把握、記録
- III. 校内いじめ防止対策委員会の緊急会議
- IV. 適切な指導
- V. 保護者への連絡と協力要請（情報の共有）
- VI. 関係機関、専門機関との連携（スクールソーシャルワーカー）
- VII. 教育委員会への報告

②いじめ問題に対する指導

- ・ いじめを受けた生徒へのケアと弾力的な対応
- ・ いじめを行った生徒に対する毅然とした対応での指導と被害者や通報者に圧力（物理的、精神的）をかけることの防止
- ・ 全校生徒への指導（特に、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に対して）
- ・ いじめを行った生徒に対しては、教育上必要と認められるときは、特別の指導計画による教育指導を行う場合もある。
- ・ 該当の保護者・家庭との連携
- ・ 地域や関係機関との連携

8. 公表、点検、評価等について

- ・ 学校基本方針は、学校のホームページに掲載し、公表する。
- ・ 学校評価アンケートを活用し、学校でのいじめ問題への取組等を評価する。
- ・ 評価を分析し、取組の見直しをする。

この基本方針は、今後、「鎌ヶ谷中学校いじめ防止対策委員会」等で、取組の点検・評価をし、改善及び見直しを図っていくことを付記する。

9. 学校におけるいじめの防止等の対策のための年間計画（予定）

	会議等	未然防止活動	早期発見活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> 保護者へ啓発（保護者会） 防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> 方針確認 年間計画 学年会・生徒指導部会 	<ul style="list-style-type: none"> 保護会 道徳“いじめ”の内容実施 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの情報収集
5月	<ul style="list-style-type: none"> 学校基本方針公表 学年会・生徒指導部会 	<ul style="list-style-type: none"> 3年生体験学習（修学旅行） 	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート Q-Uアンケート 教育相談
6月	<ul style="list-style-type: none"> 学年会・生徒指導部会 	<ul style="list-style-type: none"> 2年生体験学習（林間学校） 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 いじめアンケート（市内一斉実施）
7月	<ul style="list-style-type: none"> 学年会・生徒指導部会 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者面談 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> 防止対策委員会 取組評価 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者面談 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 学年会・生徒指導部会 		
10月	<ul style="list-style-type: none"> 学年会・生徒指導部会 		<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート（学校独自） 教育相談
11月	<ul style="list-style-type: none"> 学年会・生徒指導部会 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> Q-Uテスト いじめアンケート（市内一斉実施） 教育相談
12月	<ul style="list-style-type: none"> 防止対策委員会 取組評価 学年会・生徒指導部会 		
1月	<ul style="list-style-type: none"> 学年会・生徒指導部会 	<ul style="list-style-type: none"> 2年生体験学習（職場体験） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> 学年会・生徒指導部会 		<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート（学校独自）
3月	<ul style="list-style-type: none"> 防止対策委員会 取組評価 次年度計画 学年会・生徒指導部会 	<ul style="list-style-type: none"> 引き継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 引き継ぎ

